

# 京都市青少年科学センター飲料自動販売機設置事業者募集要項

## 1 目的

この事項は、京都市青少年科学センター（以下「科学センター」という）において、施設利用者の利便性の向上を目的として、飲料自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という）を募集するにあたり、必要な事項を定めるもの。

## 2 設置条件等

- (1) 所在地、設置場所、台数、寸法上限 別紙1 別紙2

京都市伏見区深草池ノ内町13 科学センター

設置番号	場所	寸法上限	台数
①	展示場2階	W1300 mm×D900 mm×H2500	1台
②	駐車場	W1500 mm×D900 mm×H2500	1台

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

- (2) 設置事業者

設置番号①、②を合わせて1設置事業者とします。

※ 設置事業者の決定方法は、「7 設置事業者の決定」を参照してください。

- (3) 最低使用料

設置番号①、②を合わせて 1, 370, 800円/年（税込）

- (4) 空容器回収箱

- ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。  
イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。  
ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、事前に科学センターと協議のうえ設置してください。

- (5) 取扱商品及び販売価格

- ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒ一、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

- イ 販売価格

標準販売価格（定価）より高い価格では販売しないでください。

- (6) 設置機種等

- ア 缶、びん、ペットボトル式飲料用自動販売機

- イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機を基本としますが、設置場所等により制約がある場合は、事前に科学センターと協議のうえ設置してください。

- ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

- エ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 故障、問い合わせ及び苦情の対応

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に科学センターと協議のうえ、施設業務に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。

(11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め青少年科学センターに申し出たうえで、承諾を得てください。

### 3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる条件を満たしている方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる条件を満たし、かつ、**自己を証明する書類（注）**を提出できる方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

エ 地方自治法施行令167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと。

(ア) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

(イ) 応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

- (ウ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (エ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

#### (注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、**一部の方を除いて**※下記の書類を提出してください。

＜応募者が個人であるとき＞

- ・印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜応募者が法人その他の団体であるとき＞

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3箇月以内に発行されたもの）

※法人格のない団体については、代表者の印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）

- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

#### ※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

##### 〈印鑑登録証明書または登記事項証明書について〉

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人  
なお、許可等の確認のために免許等の提示をしていただきます。
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

##### 〈誓約書について〉

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など

**上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。**

#### 4 設置期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とします。

また、令和6年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することとなります。

なお、事務処理その他の都合により、使用許可の始期が遅れる等、当初の予定どおりに使用許可できない場合があります。この場合、使用許可の始期の遅れ等により使用者に必要費や有益費などの損失が生じても、本市はこれを補償しません。

## 5 応募申込方法

### (1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和5年2月28日（火）から令和5年3月14日（火）まで

#### ア 持参される場合

申込受付期間内の平日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時に科学センターまで持参してください。ただし、3月9日（木）は休業日のため除きます。

#### イ 郵送される場合

書留郵便にて、上記期間に必着となるように科学センターへ送付してください。郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

### (2) 必要書類（各1部）

#### ア 応募申込書 **様式1**

#### イ 販売予定品目（自動販売機用）

#### ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

### (3) 注意事項

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 指定日までの申込みは一切受け付けません。

ウ 受付時間を過ぎた場合は、一切受け付けません。

エ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

オ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。

カ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

キ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。（消せるボールペンは不可）

ク 次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

（ア）指定された応募申込書以外で応募したとき。

（イ）1者で2枚以上の応募申込書を提出したとき。（いずれも無効とします。）

（ウ）主要事項の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。

（エ）記載内容に訂正があるとき。

（オ）ボールペン又は万年筆で記入されていないとき。（消せるボールペンは不可）

（カ）応募に際し、不正行為があったと認められるとき。

（キ）その他応募に関する条件に違反したとき。

ク 提出された書類の返却は行いません。

コ 応募申込書は、科学センターのホームページからダウンロードできます。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問の方法

この件に関する質問があれば、令和5年3月6日（月）午後5時までに（必着）、書面（様式自由）で、科学センター（管理係 石井）宛てに FAX 又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。

なお、FAX による場合は、受信を必ず電話で確認してください。

### (2) 質問に対する回答

すべての質問及び回答については、令和5年3月13日（月）までに科学センターのホームページに掲載します。

なお、回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

### (3) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、ファックス等）には一切応じられません。

- イ 本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしません。
- ウ また、応募内容、審査等に関するお問い合わせには一切応じられません。

## 7 設置事業者の決定

### (1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。
- イ 上記の最高金額である応募者が2者以上であった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

### (2) 決定予定日

令和5年3月20日（月）までに決定する予定です。

### (3) 決定後の通知及び公表

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、科学センターのホームページにおいて、決定金額を掲載します。

## 8 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

### (1) 市有財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、市有財産使用許可申請書を提出してください。

### (2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに市有財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が市有財産使用許可の相手方として不適切と認めた場合

## 10 その他

- (1) 4－(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び市有財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者で負担してください。
- (2) 提出された全ての書類等の返却は行いません。
- (3) 自動販売機の設置後、毎月の販売実績を報告してください。

## 参考資料

### 1 青少年科学センターの開館時間等

開館時間 午前9時から午後5時まで（最終入館は午後4時30分まで）  
休館日 木曜日（祝日の場合は翌平日）、12月29日から1月3日まで  
ただし、学校休業期間中の木曜日は開館いたします。

### 2 青少年科学センターの入場者数

令和4年度 92,494人（12月まで）  
令和3年度 75,814人（5月、9月は臨時休館あり）  
令和2年度 59,454人

### 3 青少年科学センターの年間入場者内訳

	総数	大人	中高生	小学生	幼児
令和4年度	92,494人	46,004人	2,242人	19,625人	24,623人
令和3年度	75,814人	37,454人	1,621人	15,014人	21,725人
令和2年度	59,454人	30,863人	1,141人	9,852人	17,598人

（令和4年度は12月末まで）

（令和3年度は5月、9月臨時休館）

### 4 京エコロジーセンターの入場者数（駐車場に隣接する施設）

令和4年度 52,906人（12月まで）  
令和3年度 46,831人  
令和2年度 38,406人

### 5 令和3年度自動販売機の売上本数 2台分（年間 9,522本）

3年4月	3年5月	3年6月	3年7月	3年8月	3年9月
522本	0本	824本	1,632本	1,438本	459本
3年10月	3年11月	3年12月	4年1月	4年2月	4年3月
962本	796本	575本	811本	636本	867本

#### 【問合せ先及び提出先】

京都市青少年科学センター（担当：石井、佐藤）

〒612-0031

京都市伏見区深草池ノ内町13

電話 (075) 642-1601

FAX (075) 642-1605